

川崎市教員宿舎管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教員宿舎管理規程（平成19年川崎市教育委員会教育長訓令第3号。以下「管理規程」という。）第22条の規定に基づき、教員宿舎の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(入居者の決定)

第2条 教育長は、管理規程第7条に規定する入居申請書の提出を受けたときは、当該書類を審査し、入居者を決定するものとする。

2 前項の場合において、入居者の順位の定め難い者については、抽選により順位を決定することがある。

(入居期間等)

第3条 教員宿舎の入居期間は、1年11月の範囲内で教育長が定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情等により特に教育長が必要と認める場合は、2年の範囲内で入居期間を延長することができる。ただし、再度延長することはできない。

3 前2項の入居期間の算定は、入居年月日の属する年度の4月1日から起算するものとする。

4 第2項の規定に基づき入居期間を超えて入居しようとするときの入居手続きは、管理規程第7条の規定を準用する。

(入居料等費用の負担)

第4条 居住者は、管理規程第4条の規定に基づき、別表に定める教員宿舎の入居料のほか、管理規程第15条に規定する経費を負担しなければならない。

(入居の原則)

第5条 1室1名の入居を原則とする。

(居住者の義務)

第6条 居住者は、管理規程及びこの要綱の規定を誠実に守るとともに、秩序ある宿舎生活の向上に努めなければならない。

(居住者の一般的な心得)

第7条 居住者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 外出時や就寝時には、戸締りとガス等の元栓を締め、災害盗難に注意すること。
- (2) 宿舎の施設及び備品等の保全に注意し、破損、紛失等を発見したときは、速やかに教育長に届け出ること。
- (3) 廊下、階段等の共用部分は、常に清潔を保つこと。
- (4) 室内の模様替え、施設備品等の交換及び貸借をしないこと。
- (5) 宿舎の施設及び備品等を新たに取り付ける場合は、教育長に届け出ること。
- (6) 居室を転貸し又は許可なく転室しないこと。
- (7) 宿舎敷地内及び室内において動物を飼育しないこと。
- (8) 外来者を宿泊させないこと。

(防火等の措置)

第8条 居住者は、廊下、階段、非常口等には障害物を置かないようになるとともに、あらかじめ火災報知機、消火器等の位置及びその使用方法を習得しておかなければならない。

2 居住者は、宿舎又はその付近に火災その他異変が発生し、又は、発生する危険を認めた場合には、臨機の措置により被害の防止に努めるとともに、速やかに教育長に報告しなければならない。

(居室の明渡し)

第9条 居住者が退居する場合は、居室を清掃し、すべての貸与品を返却し、

備品その他については正常な状態において明け渡さなければならない。

2 居住者が退居する場合は、退居予定日の1月前までに教育長に対して、事前通知をするよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱は、同日以後に入居する者から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

名 称	棟戸室数	入居料
教員宿舎	7 棟 28 戸	<p>1 入居料の月額は、当該居室の賃料、共益費等の合計額に次に掲げる率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 入居期間を超えない月 50 %</p> <p>(2) 入居期間を超えた月 60 %</p> <p>2 月の中途において入居し又は退居した場合におけるその月分の入居料は日割りにより算出した額とする。</p> <p>3 入居料の算出金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>